

医療法人社団 千春会 千春会訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 要支援又は要介護状態等となった場合、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者の要支援・要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要支援・要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行う。

2. 自ら提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。
3. 事業の提供に当たっては、千春会病院の医師及び当該機関の情報提供により訪問看護の指示を行った主治医の指示、利用者の希望、心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問計画書又は診療録に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
4. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう指導または説明を行う。
5. 事業の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術を持って行う。
6. 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対して適切なサービスの提供を行う。
7. 事業の提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業所等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。
8. 事業の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行い、医療機関の医師又は情報提供を受けた場合の主治医、居宅介護支援事業所等に対して情報提供を行う。また、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 医療法人社団 千春会 千春会訪問看護ステーション
- (2) 所在地 京都府長岡京市開田2丁目12番3号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者： 1名（常勤兼務）
管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスが行われるような必要な管理、及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護（介護予防訪問看護）サービス実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護師： 常勤換算方法で2.5名以上
看護師は、医師の指示を基に、訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき訪問看護（介護予防訪問看護）サービスにあたるとともに、医師への報告を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、下記のとおりとする。

(1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月30日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時～午後5時 (月曜日～土曜日)

(3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) 上記の曜日、時間で臨時休業する場合はその都度掲示等適切な方法で利用者に周知徹底を図る。

(事業の内容)

第6条 特殊な看護及び医療機関の看護師等の同居家族へのサービスの提供以外の看護、療養上の指導等を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は、長岡京市・向日市及び大山崎町とする。

(利用料等)

第8条 サービスを提供した利用者については、介護保険報酬に応じた利用者負担金を徴収する。なお、法定代理受領分以外の場合は介護保険報酬額の相当額を徴収する。

2. 長岡京市、向日市、大山崎町に在住する利用者の交通費は無料だが、地域以外の方で訪問希望があれば相談に応じる。
3. 緊急時訪問看護を行う場合で夜間等の場合は、実施地域内外に関わらずタクシー代等実費徴収する。
4. 費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
5. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし同意を得たものに限り徴収する。
6. その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額または免除することができる。

(緊急時における対処方法)

第9条 看護師等は、訪問看護(介護予防訪問看護)を実施中に、利用者の病状に急変等が生じた場合は、必要に応じて看護師として実施可能な応急手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時等における対応方法)

第10条 利用者に対する訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあっては地域包括支援センター)、市町村及び、京都府等に報告するものとする。

2. 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 指導等にかかる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずる。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第13条 事業所の職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。

2. 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行うこととする。

1. 虐待防止のための指針を設ける。
2. 虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を設置する。
3. 虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
4. 虐待防止のための職員への研修を定期的かつ計画的に行う。
5. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、権利擁護・倫理・虐待防止マニュアルに沿って対応する。

(衛生管理等)

第15条 従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
3. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言を求めるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所及び施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。

2. 訪問を求められた場合、止むを得ない事情により訪問看護の実施が困難な場合は、他の事業所を紹介する等必要な対応を行う。
3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団 千春会が別に定める。

(付則)

この規程は、平成22年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 10月 16日から施行する。
この規程は、平成30年 3月 16日から施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 8月 16日から施行する。
この規程は、令和1年 12月 16日から施行する。
この規程は、令和1年 12月 25日から施行する。
この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和5年 5月 1日から施行する。
この規程は、令和5年 6月 22日から施行する。
この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。